

長野市男女共同参画促進サポート事業選考委員会委員の選出について

1 目的

男女共同参画社会形成を目的として、その推進に取り組む市民団体、グループ及び事業者等の行う自主的な活動を公募し、長野市男女共同参画促進サポート事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）を経て選考された当該活動に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 支援事業

- (1) 講座・講演会等支援事業
- (2) 調査研究支援事業

3 支援対象

- (1) 市内在住若しくは在勤者である構成員が 10 人以上であること又は長野市男女共同参画団体であること。
- (2) 企画から実施まで主体的に行うことができること。
- (3) 宗教活動、政治活動及び営利活動を目的としないもの

4 補助金の限度額

- (1) 講座・講演会等支援事業
 - (ア) 講座・セミナー、講演会等（シンポジウムを除く） 2 万円以内
 - (イ) シンポジウム（市内全域対象で参加者 200 人程度見込めるもの） 27 万円以内
 - (ウ) シンポジウム（対象が限定され、参加者が 70 人程度見込めるもの） 5 万円以内
- (2) 調査研究支援事業 5 万円以内

5 支援対象事業の選考

募集要項に規定する応募があった活動について、書類による予備審査後、選考委員会を開催し、支援対象とする活動の選考を行い、市長は、選考委員会の結果を尊重し、支援対象とする活動を決定する。

6 選考委員会組織

選考委員会は、委員 4 人以内で組織する。

- (1) 長野市男女共同参画審議会正副会長
- (2) 前号以外の長野市男女共同参画審議会委員
- (3) 市長が必要と認める者

選考委員会に委員長を置き、長野市男女共同参画審議会会長がこれにあたる。また、委員長に事故があるときは、長野市男女共同参画審議会副会長が、その職務を代理する。

7 会議

選考委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。また、選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。